

高根沢町人事行政の運営等の状況を公表します

地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政運営における公平性、透明性を高めるため、高根沢町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和3年度の人事行政の運営などの状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 級別職員数の状況（R3.4.1現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	1級	2級	3級	計
標準的な職務内容	主事	主任主事	主査	係長	課長補佐	課長	参事	技能労務職			
職員数	43人	34人	31人	37人	28人	16人	3人	0人	0人	2人	194人
構成比	22.2%	17.5%	16.0%	19.1%	14.4%	8.3%	1.5%	0.0%	0.0%	1.0%	100%

※再任用短時間勤務職員・臨時職員等は除く。（以下同じ）

(2) 部門別職員の構成（各年度4.1現在）

区 分		2年度	3年度	比較増減
一般行政関係	議 会	3人	3人	0人
	総 務	49人	48人	▲1人
	税 務	18人	17人	▲1人
	農 水	12人	11人	▲1人
	商 工	5人	4人	▲1人
	土 木	14人	13人	▲1人
	民 生	32人	33人	1人
	衛 生	13人	16人	3人
	計	146人	145人	▲1人
特別行政部門	教 育	33人	34人	1人
公営企業等	水 道	6人	6人	0人
	下 水	3人	3人	0人
	そ の 他	6人	6人	0人
	計	15人	15人	0人
合 計		194人	194人	0人

(3) 職員の採用状況

区 分	受 験 者 数			採用者数
	男	女	計	計
一般事務A	34人	21人	55人	8人
一般事務B	0人	0人	0人	0人
一般事務C	0人	0人	0人	0人
保健師	0人	1人	1人	1人
保育士	0人	0人	0人	0人
計	34人	22人	56人	9人

※受験者・採用者数は、令和3年4月2日から令和4年4月1日までに採用された者。

※一般事務Bは、身体障がい者対象。

(4) 退職者数（令和3年度）

区 分	定年退職	応募認定退職	普通退職	死亡退職	計
一般行政職	3人	0人	3人	0人	6人
技能労務職	1人	0人	0人	0人	1人
計	4人	0人	3人	0人	7人

(5) 再任用職員（H3.4.1現在） 退職者等で再任用を希望する者を1年以内の任期で再任用する。

区分	男	女	計
一般行政職	8 人	3 人	11 人
	(0) 人	(0) 人	(0) 人
技能労務職	0 人	0 人	0 人
	(4) 人	(0) 人	(4) 人
計	8 人	3 人	11 人
	(4) 人	(0) 人	(4) 人

※ () 内は、短時間勤務職員。

2 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価制度の目的

本制度は、職員が職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の「意欲と能力の向上」を図り、「組織力の向上」を目指すものである。

(2) 評価者体系

区分	被評価者	1次評価者	2次評価者
町長部局 議会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	課長	町長	—
	課長補佐・係長	課長	町長
	上記以外の職員	課長補佐	課長
教育委員会	課長	教育長	町長
	課長補佐・係長	課長	教育長
	係長（保育園）	課長補佐	課長
	上記以外の職員	課長補佐	課長

(3) 評価種類

「能力評価」と「業績評価」の2種類の評価を実施する。

能力評価	評価対象の全期間において、職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力・意欲の行動状況を評価する。
業績評価	評価期間中において、職員がその職務で要請される目標や成果に関する達成や実現について、結果の状況や度合いを総合的に評価する。

(4) 評価方式

絶対評価	評価の基準にしたがい、客観的に一人ひとりを評価するもの。 課題認識を目的とさせる観点から「人材育成」に繋げていく。																																										
評語付与方式	S・A・B（通常）・C・Dによる評価。 複雑でないため、負担や煩雑さを軽減し、評価を出しやすい。																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="5">能力評価</th> </tr> <tr> <th>S</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="5">業績評価</th> <th>S</th> <td>S/S</td> <td>S/A</td> <td>S/B</td> <td>S/C</td> <td>S/D</td> </tr> <tr> <th>A</th> <td>A/S</td> <td>A/A</td> <td>A/B</td> <td>A/C</td> <td>A/D</td> </tr> <tr> <th>B</th> <td>B/S</td> <td>B/A</td> <td>B/B</td> <td>B/C</td> <td>B/D</td> </tr> <tr> <th>C</th> <td>C/S</td> <td>C/A</td> <td>C/B</td> <td>C/C</td> <td>C/D</td> </tr> <tr> <th>D</th> <td>D/S</td> <td>D/A</td> <td>D/B</td> <td>D/C</td> <td>D/D</td> </tr> </tbody> </table>			能力評価					S	A	B	C	D	業績評価	S	S/S	S/A	S/B	S/C	S/D	A	A/S	A/A	A/B	A/C	A/D	B	B/S	B/A	B/B	B/C	B/D	C	C/S	C/A	C/B	C/C	C/D	D	D/S	D/A	D/B	D/C
				能力評価																																							
		S	A	B	C	D																																					
業績評価	S	S/S	S/A	S/B	S/C	S/D																																					
	A	A/S	A/A	A/B	A/C	A/D																																					
	B	B/S	B/A	B/B	B/C	B/D																																					
	C	C/S	C/A	C/B	C/C	C/D																																					
	D	D/S	D/A	D/B	D/C	D/D																																					

(5) 評価期間

4月1日～3月31日

- 能力評価と業績評価ともに年1回。
- 評価基準は1月1日とする。

(6) 令和3年度の実施状況

区分	内容
評価期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
評価基準日	令和4年1月1日
評価対象者	一般職の職員（技能労務職・再任用職員を含む）
実施内容	4月に目標を設定し、期首面談（4月）・期中面談（9月）・期末面談（1月）を実施したうえで、「能力評価」と「業績評価」の2種類の評価を実施

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況等

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
3年度	29,350	12,214,196	462,450	1,696,090	13.9	11.3

※人件費には、特別職に支給される報酬等が含まれています。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分		高根沢町	国
		初任給基準	初任給基準
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円
	短大卒	163,100 円	163,100 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円

(3) 職員手当の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	内 容					
期末手当	6月期：1.2月分 ・ 12月期：1.2月分					
勤勉手当	6月期：0.95月分 ・ 12月期：0.95月分					
扶養手当（月額）	配偶者	6,500円				
	子	1人につき10,000円				
	父母等	1人につき6,500円				
	その他	16歳～22歳の子1人につき5,000円加算				
住居手当（月額）	借家	家賃に応じて最高額28,000円（家賃16,000円未満は支給なし）				
通勤手当（月額）	交通機関利用者	電車・バス等の運賃相当額（最高限度額55,000円）				
	自家用車利用者	2,000円から（最高限度額31,600円）				
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給					
	勤務日における時間外勤務1時間につき	当該職員の時間単価×125/100			※午後10時～翌日午前5時までの場合は、25/100を加算	
	週休日における時間外勤務1時間につき	当該職員の時間単価×135/100				
管理職手当（月額）	参事	79,700 円	課長	58,200 円	課長補佐	39,700 円
退職手当	勤続年数		自己都合 支給率		応募認定・定年 支給率	
	20年		19.6695 月分		24.586875 月分	
	25年		28.0395 月分		33.27075 月分	
	35年		39.7575 月分		47.709 月分	
	最高限度額		47.709 月分		47.709 月分	
※定年前早期退職特例措置として、2～45%の加算あり						

(4) 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	町長	副町長	教育長	議長	副議長	議員
報酬等月額	750,000 円	589,000 円	546,000 円	345,000 円	270,000 円	240,000 円
期末手当	6月期：1.625月分 ・ 12月期：1.625月分					

(5) 勤務時間の状況等（令和4年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤 務 時 間 の 割 り 振 り			
	始 業	終 業	休憩時間	週 休 日
38時間45分	8：30	17：15	12：00～13：00	土曜日及び日曜日

※1：窓口業務は水曜日に限り19:15まで業務を延長。

※2：保育園など本庁以外の勤務場所では異なる場合がある。

(6) 年次有給休暇取得等（令和3年度実績）

総付与日数（a）	総取得日数（b）	対象職員（c）	平均取得率（b）/（c）	消化率（b）/（a）
6,717 日	2,176 日	194 人	11.2 日	32.4 %

※対象職員は、R3.4.1～R4.3.31までの全期間を在職した職員。

- (7) 年次休暇 1年につき20日間。現年度分につき翌年度に20日を限度として繰越ができる
- (8) 育児休業 当該職員の3歳に満たない子を養育するため、3歳に達する日まで育児休業を取ることができる
- (9) 病欠休暇 職員が負傷又は疾病のため治療する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇
公務上の負傷又は疾病及び結核性疾患・・・1年以内、その他の負傷又は疾病・・・180日以内
- (10) 介護休暇 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等が負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする休暇
6ヶ月の期間内において必要とされる日
- (11) 結婚休暇 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき（連続5日の範囲内）
- (12) 特別休暇 出産、忌引、骨髄提供のための休暇など特別の理由により勤務しないことが相当である場合

(13) 分限処分

職員の身分保障を前提としつつ、職員がその責務を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいう

区 分		免職	休職	降任	計
分限 処分	勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
	心身の故障の場合	0人	1人	0人	1人
	特に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
	その他	0人	0人	0人	0人
計		0人	1人	0人	1人

※再任用短時間勤務職員・臨時職員等を含む。

(14) 懲戒処分

職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいう

区 分		免職	停職	減給	戒告	計
懲戒 処分	信用失墜行為の禁止	0人	0人	0人	0人	0人
	秘密を守る義務	0人	0人	0人	0人	0人
	政治的行為の制限	0人	0人	0人	0人	0人
	争議行為等の禁止	0人	0人	0人	0人	0人
	その他	0人	0人	1人	1人	2人
計		0人	0人	1人	1人	2人

※再任用短時間勤務職員・臨時職員等を含む。

(15) 公平委員会の状況

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置されており、その権限は同法第8条第2項において定められている。また同法第7条第4項で事務を委任しており、令和3年度においては、「勤務条件に関する措置の要求」、「不利益処分に関する不服申立て」はなかった。

4 職員のサービスの状況

すべての公務員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力で奉仕しなければならない。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員には「信用失墜行為の禁止」、「秘密を守る義務」、「政治的行為の制限」、「争議行為等の禁止」などの義務が課せられている。

5 職員の退職管理の状況

退職管理の適正化を図るため、地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律の施行（平成28年4月1日）により、本町においても「職員の退職管理に関する規則」及び「職員の再就職等状況の報告に関する要綱」を制定し、退職管理の適正を確保する取り組みを行っている。

退職者数及び再就職者数（令和3年度退職者）

退職者数		再就職者数		再就職せず
	内再任用離職者数		内本町再任用職員	
7	0	4	2	3

6 職員の研修の状況

栃木県市町村振興協会（自治研修所）及び塩谷・那須南ブロック市町村職員研修連絡協議会が実施する研修等に職員を派遣し、資質向上による仕事の効率化及び人材の育成を図る。

研修項目	参加予定	参加数	受講率
市町村ブロック研修	70人	69人	98.6%
県市町村振興協会	40人	39人	97.5%
町単独研修	119人	119人	100%
合計	229人	227人	99.1%

※町単独研修（参加者）

- ・ 財政・契約・会計に係る研修 34人
- ・ 債権管理条例講習会 40人

- ・ 不当要求防止責任者講習会 26人
- ・ ゲートキーパー研修 19人

※その他

- ・ 市町村アカデミー 2人
- ・ 建設技術センター研修 3人
- ・ フルハーネス型安全帯使用作業講習会 4人

- ・ 町村会人材育成事業 5人
- ・ 公共建築改修工事に係る講習会 1人

7 職員の福利及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断等事業

区分	受診者	内容
定期健康診断	249 人	職員の健康に対する認識を再確認し、病気の早期発見・早期治療に努める。年1回、定期健康診断、成人病健康診断、子宮頸ガン検診を実施。
人間ドック・脳ドック	114 人	医療機関等が実施する総合検診（30歳以上の希望者）
産業医による健康面談	79 人	職場環境及び執務状況について適正化を図るとともに、職員の健康状態を把握し、相談に応じる。

※再任用短時間勤務職員・臨時職員等を含む。

(2) 職員互助会の事業内容

互助会名	会員数	掛金	負担金	事業内容（会員掛金及び事業主負担金により運営する事業）
高根沢町職員互助会	235 人	3,218 千円	590 千円	人間ドック助成・インフルエンザ予防接種助成

(3) 安全衛生管理委員会の設置

基本方針	職員の安全と健康を確保するとともに、快適で健康的な職場環境を形成し、活性化を図る。
構成人員	安全衛生管理責任者を筆頭に、産業医、保健師、職員団体からの推薦者等で構成、年間計画や安全管理についての審議をし必要な措置を講じる。

(4) 災害補償の状況

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）又は通勤による災害によって生じた損害を補償し及び必要な福祉事業を行い、職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度。